

7 建 企 第 2 号  
令和7年 4月 2日

関 係 各 位

長崎県土木部  
建設企画課長  
(公印省略)

練積ブロック設計要領（経験に基づく設計法）における、使用するブロックの選定方法について（参考送付）

令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されたことから、工事を実施する上での生産性向上や人手不足への対応を図ることを目的に、「練積ブロック設計法（経験に基づく設計法）令和7年4月」により設計を行う場合、別添のとおり「大型のブロック」を用いたブロック積擁壁（以下、「大型のブロック積擁壁」）を採用することを標準とした運用基準を策定しましたので参考送付をします。

土木部 建設企画課 技術基準班  
T E L : 095-894-3025 (ダイヤルイン)  
Email : kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

## 練積ブロック設計要領（経験に基づく設計法）における、使用するブロックの選定方法について（運用基準）

令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されたことから、工事を実施する上での生産性向上や人手不足への対応を図ることを目的に、「練積ブロック設計法（経験に基づく設計法）令和7年4月」より設計を行う場合、下記により「大型のブロック」を用いたブロック積擁壁（以下、「大型のブロック積擁壁」）を採用することを標準とする。

なお、「大型のブロック」の定義は、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「練積ブロック設計要領（経験に基づく設計法）」における「大型のブロック（控35cm以上55cm以下）」</li></ul> |
|---|

とする。

### 記

#### 1. 対応方針

##### (1) 設計

「2. 大型のブロック積擁壁を採用しない場合」を除き、「大型のブロック積擁壁」を採用するものとする。

##### (2) 工事（「(1) 設計」の対応方針による設計が行われていない場合）

「通常のコンクリートブロック（控35cm以上）」を用いた練積ブロック擁壁（以下、「練積ブロック擁壁（控35cm）」）が含まれる工事を発注し、受注者より「練積ブロック擁壁（控35cm）」から「大型のブロック積擁壁」への変更について協議があった場合は、「(1) 設計」の対応方針により、採用の可否を検討し、可であれば、設計変更の対象とする。

なお、「大型のブロック積擁壁」への変更に伴い図面修正等の費用が発生する場合は、それに関する費用を適切に計上すること。（当該工事の技術管理費、または別途設計業務委託で費用計上など）

#### 2. 大型のブロック積擁壁を採用しない場合

##### (1) 施工規模が小さく、「練積ブロック擁壁（控35cm）」の方が施工性に優れる場合

##### (2) 曲線部が存在し、「大型のブロック積擁壁」での施工が困難な場合

##### (3) 両端が「練積ブロック擁壁（控35cm）」で施工済みであり、残工事区間が極端に短い場合

##### (4) 「大型のブロック積擁壁」の採用により、一部が民地に入り、追加買収が困難な場合

- (5) 施工箇所（各市町）の景観条例等により色彩に制約がある場合
- (6) 既存材料（石積等）を再利用等の条件が付されている場合
- (7) その他、監督職員が採用不可と判断する場合

### 3. 特記仕様書（工事）への記載

- 1. (2) に該当する工事を発注する場合、発注者は特記仕様書に下記を記載すること。

#### (特記仕様書記載例)

受注者は、生産性向上や担い手不足への対応などを目的に、「練積ブロック擁壁（控35cm）」から、「大型のブロック積擁壁」への変更を希望する場合は、監督職員と協議するものとし、監督職員が「大型のブロック積擁壁」の採用を可と判断した場合は、設計変更の対象とする。

### 4. 工事打合せ簿への記載

（受注者から発注者への協議）

- 1. (2) に該当する工事において、「大型のブロック積擁壁」に設計変更を希望する場合、受注者は、工事打合せ簿に下記を記載すること。

#### (工事打合せ簿記載例)

生産性の向上や担い手不足への対応を図るため、〇〇〇〇を「練積ブロック擁壁（控35cm）」から「大型のブロック積擁壁」に変更したいため、協議を行う。

### 5. 変更理由書には下記を記載すること

- 1. (2) に該当する工事において、「大型のブロック積擁壁」に設計変更をする場合、発注者は、変更理由書に下記を記載すること。

生産性の向上や担い手不足への対応を図るため、〇〇〇〇を「練積ブロック擁壁（控35cm）」から「大型のブロック積擁壁」に変更する。

- 6. その他：河川工事（災害復旧事業）に関しては、河川課通知文「河川工事（災害復旧事業）における通常のブロック積の考え方」も参照のこと。

- 7. 適用年月日：令和7年4月1日以降に起工する設計業務、工事に適用する。  
なお、起工済のものについても、変更可と判断された場合は、本運用基準を適用とする。